

# 2015年米国通商代表（USTR）外国貿易障壁報告書 （日本の貿易障壁言及部分：外務省作成仮要約）

平成 27 年 4 月 13 日  
外 務 省

米国時間2015年4月1日、米通商代表部（USTR）が公表した「2015年外国貿易障壁報告書」の日本に言及する部分は以下のとおり。

## 1 概観

日本は環太平洋パートナーシップ（TPP）交渉の参加国であり、米国及び11か国の他のアジア太平洋地域のパートナーは、TPP交渉を通じて同地域における貿易・投資を自由化する包括的で高い水準の次世代の地域協定の創設に取り組んでいる。この協定が妥結すれば、世界で最も早く成長している幾つかの国々との間の米国の経済利益を促進し、米国内における雇用の創出・維持に極めて重要な米国の輸出を拡大させ、米国の利益及び価値観を促進する地域の通商及び投資に関する高い水準を設定し、アジア太平洋地域の経済統合の基盤となり得る。米国は、TPP協定に、物品、サービス、その他の伝統的な貿易・投資課題への野心的なコミットメント、及び執行可能な労働及び環境の義務を含めることを提案している。また、TPPは21世紀の米国の経済界、労働者及び他のステークホルダーにとっての様々な新しい通商上の懸念に対処する。米国及び日本に加え、TPP交渉参加国には、現時点で、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、及びベトナムが含まれる。TPP交渉に加え、米国は二国間及び他のフォーラムを通じて、通商関連の懸念事項及び課題への取組も継続する。

## 2 衛生植物検疫

### (1) 牛肉及び牛肉製品

現在、米国は、30か月齢未満の牛に由来する牛肉、牛内臓肉及びひき肉の輸出が可能となっている。30か月齢以上の全ての牛肉製品及び30か月齢未満の牛肉加工品については、輸出が禁止されたままになっている。米国は引き続き、日本がOIEガイドラインに従って、全ての月齢の製品を受け入れることを含め、市場を完全に開放するよう働きかけていく。

### (2) 食品添加物

米国やその他の市場で広く使用されている多くの添加物が日本では許可されていない。また、米国の製造業者は、消費される時点で食品中に残留していないような間接的な食品添加物についての日本の承認プロセスに時間が掛かることに懸念を表明した。

2002年に日本が承認プロセスを加速するとして46品目の食品添加物について、4品目を除き全てが承認された。米国は残り4品目に係る審査を完了するとともに、将来の全ての食品添加物の審査プロセスを迅速化するよう求めている。

### (3) ゼラチン及びコラーゲン

2003年12月に米国でBSE陽性の牛が確認されたため、日本は米国の牛由来ゼラチンやコラーゲンの食用としての輸入を禁止した。2014年11月、日本は牛の骨由来の医薬品グレードのゼラチンの輸入を認める規制見直しを行った。2015年1月8日、日本は、食用の牛由来ゼラチンやコラーゲン、食用のゼラチン・コラーゲンを製造するための牛由来粉砕骨の輸入規制見直しについてWTOに通報した。米国は、科学及びOIEガイドラインと整合する米国の牛由来ゼラチンやコラーゲン、粉砕骨の市場再開放について引き続き日本と協働する。

### (4) 収穫前後で使用される殺菌剤

米国は、農薬と食品添加物の双方に用いられる殺菌剤を含む化学物質についての審査プロセスの簡素化を要求している。米国は、収穫後に使用される殺菌剤に関し販売時に表示する義務が引き続き残っていることについて、このような不必要な表示義務は商品への需要を減らすため、引き続き懸念を有している。

### (5) 残留農薬基準

日本は、殺虫剤及び防かび剤に関し、主要供給国において農薬としての使用が認められない限りはインポートトレランスの申請を受け付けないこととしていたが、2013年5月から、重要なリスクアセスメントが完了していれば申請を受け付けることとした。この政策変更により、農薬を生産する企業が米国と日本の当局に同時に申請を行うことができるようになった。

2009年7月の覚書に基づき、日本は船荷主に残留農薬基準違反があった場合に迅速に対応できる仕組みを構築した。日本の残留農薬基準違反への対応は改善したが、米国は、依然として1件の違反によって業界全体に対して監視のレベルを上げる日本の手続に対して、引き続き懸念を有している。

### (6) 生鮮・ポテトチップス用ばれいしょ

2006年以降、日本はポテトチップス用ばれいしょの輸入拡大に合意し、現在、16州から、2月から7月までの6か月間の輸入が認められている。他方、日本は米国産ばれいしょの陸上輸送を鹿児島港の一つの施設に制限しているため、コスト増や遅延、品質低下の恐れを生じさせている。

## 3 輸入政策

### (1) コメ輸入制度

日本の極めて規制的で不透明な輸入米の輸入・流通制度が日本の消費者の輸入米への意味あるアクセスを制限している。

一般ミニマムアクセス入札を通じた米国産輸入米のほとんど全てが政府在庫に向けられ、その政府在庫から、ほとんどが加工用、飼料用又は食料援助用に仕向けられる。業界の調査によれば日本の消費者は米国産の高品質米を買おうと見込まれるにもかかわらず、米国産のコメが日本の消費者に届く量はわずかである。米国は、WTO上のコメ輸入に関する日本のコミットメントに照らし、日本のコメ輸入を引き続き注視していく。

## (2) 小麦輸入制度

日本では小麦は、農林水産省を通じて輸入され、日本の製粉会社に対し、輸入額より相当に高く売り渡される。高い価格が日本の小麦製品の価格を引き上げ、小麦の消費を減退させている。2007年に、農林水産省は国際価格の変動を踏まえて小麦の売渡し価格について頻繁な調整ができるよう小麦輸入制度を改定した。米国は、日本の小麦の国家貿易の運用とそれによって貿易を歪曲する可能性について引き続き注視していく。

## (3) 豚肉輸入制度

(豚肉輸入制度を説明。)

## (4) 牛肉セーフガード

2014年、日本は米国産牛肉及び牛肉製品の最大の輸出市場のままであった。(牛肉セーフガードの仕組みを説明した上で、) 2013年初めの更なる市場開放以降、米国からの輸出が顕著に増加したが、セーフガードは発動されていない。

## (5) 水産品

日本の複数の水産品に対する関税が米国産輸出品の障害となっており、加工原料を米国産に依存している輸入業者にとっても障害となっている。他の市場アクセス課題も残っている。例えば、日本はスケトウダラ、マダラ、シロガネダラ、サバ、イワシ、イカ及びニシンに輸入割当を維持。さらに、タラ、タラコ及びスリミにも輸入割当を維持。日本は関税を削減し、輸入割当量を拡大するとともに、割当に関連する行政上の負担を軽減してきているが、輸入割当は米国産輸出品の障害となっている。米国は日本に対し、米国産水産品に対する関税の撤廃及び非関税障壁の除去を継続することを求めている。

## (6) 牛肉、かんきつ類、乳製品、加工食品への高関税

日本は、穀物、砂糖、豚肉、牛肉、かんきつ類、ワイン、乳製品及びあらゆる加工食品を含む米国産農産物及び他の食品に対し、高関税を維持。これらの高関税は、一般的に日本で国内生産がある食品にかけられている。これら高関税品目の関税を削減することが米国の優先事項である。

## (7) 木材及び建築資材

2013年7月から2014年9月まで、林野庁は日本の木材製品の利用を促進するため、木材利用ポイント制度を実施した。米国のダグラスファー及びいくつかの日本以外の樹種は最終的には同制度の対象となると見込まれるが、煩瑣で時間が掛かる申請プロセスにより、同制度の対象となる外国の樹種による影響が制限されている。米国としては、国産品を優遇して外国の製品を差別的に扱う補助金ではないかと引き続き懸念している。

## (8) 皮革製品・靴

日本は、皮革履物の日本市場への輸入を実質的に制限する関税割当枠を設定し続け、米国製及び米国ブランドの履物の市場アクセスに悪影響を与えている。米国は、この分野における米国産輸出品に対する市場アクセスの改善を引き続き目指していく。

## (9) 税関問題

米国は、日本に税関手続きを改善し、国境における迅速な取扱を促進するための様々な取組を行うことを引き続き求める。米国は、日本が税関法に基づく免税輸入限度額を1万円（およそ84ドル）からより高い水準へ引き上げることが求めてきた。日本の事前教示制度のシステムの強化もまた、米国の輸出者にとって透明性及び予見可能性を向上させるだろう。

## 4 サービス障壁

### (1) 日本郵政

米国政府は、日本郵政を民営化すべきかについては中立である。しかし、日本郵政グループの金融機関やネットワーク会社の改革が日本の金融市場における競争に深刻な影響を及ぼしかねないことから、米国は日本政府の郵政改革の取組を引き続き注視するとともに、日本政府に、日本郵政各社と民間の銀行、保険、急送便事業者との間で対等な競争条件が確保されるために必要な全ての措置をとることを引き続き求めていく。

急送便の分野について、米国は日本郵便と国際急送便事業者との間の不公平な競争条件に引き続き懸念を有している。米国は、日本が、通関上の手続及び義務や、日本郵便による非競争的（独占的）な郵便事業の収入から国際急送便への補助の禁止を含む対等な競争条件の確保により、公平な競争を進めていくための措置をとるよう引き続き求めている。

米国はまた、日本が郵政改革を検討するに際し、意思決定が行われる前に、関心を有する者が政府当局や諮問委員会等に意見を述べ得るパブリックコメントの手続きと機会の十分かつ意味ある活用を行うことを含め、郵政民営化法の見直しの実施を含めた郵政改革のプロセスが十分に透明であることを確保するよう引き続き求めている。タイムリーかつ正確な会計報告や関連文書の開示は、引き続き会議の議題、議事録及びその他の関連文書を公開していくことと同様に郵政改革のプロセスにおいて重要な要素である。

2014年10月1日、財務省は日本郵政の新規株式公開（IPO）に係る11社の主幹事証券会社の選定を発表した。2014年12月26日、日本郵政は、持株会社とその子会社であるゆうちょ銀行及びかんぽ生命が、2015年度後半に同時に株式上場する旨を発表した。日本郵便は引き続き日本郵政の完全子会社に留まる。日本郵政グループは2015年3月に東京証券取引所に株式上場の予備申請を行い、6月の株主総会後に正式申請すると見込まれる。IPOの日程、売却される株式の割合、売却のペース、継続する政府保有その他の多くの詳細が未確定であることから、米国政府は状況を引き続き注視するとともに、IPO手続が完全に透明な方法で進められるよう引き続き求めていく

### (2) 保険

日本の民間保険市場の規模や重要性及び依然として残っている市場アクセスへの障壁の範囲に鑑み、米国政府は、日本政府による規制枠組みが開放的で競争的な保険市場を促進することを引き続き高い優先事項としている。

## ア かんぽ生命

米国は、かんぽ生命が日本の保険市場における競争に与える負の影響につき長年懸念を有しており、改革の実施を引き続き注視している。

米国は日本政府に対し、日本郵政グループの金融機関と民間企業に対する監督の相違、民間企業による日本郵便のネットワークへのアクセス（金融商品の選定プロセスを含む）、日本郵政のビジネスと関連企業間の内部相互補助、といった対等な競争条件の確保に関する一連の懸念に対応するため取り組むよう引き続き求めていく。民間企業による日本郵便のネットワークへのアクセスについては、2013年に大きな進展があった。例えば、2013年7月、日本郵政とアフラック社は、アフラック社のがん保険商品を取り扱う郵便局数を増やすための包括的な業務提携に合意した。その結果、2014年末までに、アフラック社のがん保険商品を取り扱う郵便局数は1,000局から10,100局以上に増えた。

米国は、対等な競争条件が確立される前に、日本郵政グループがグループ金融機関の業務範囲を拡大することを日本政府が認めないよう、引き続き求める。米国政府は、昨年4月12日の麻生副総理による、かんぽ生命による新たな又は改変されたがん保険・単品医療保険の申請については、他の民間会社との適正な競争関係が確立され、かんぽ生命の業務の適切な遂行態勢が確保されたと判断されるまでは、その認可を行う考えはない旨の表明について歓迎する。さらに、新商品認可のプロセスが透明かつ全関係者にオープンであることが肝要である。

## イ 共済

米国政府は、金融庁規制に服さない保険事業を有する共済に対して金融庁に監督権限を与えるという方向の進展を逆転させる動きについても引き続き懸念を有する。2005年の保険業法改正は、規制されていない共済を金融庁の監督に服することを求めることで、これを達成したであろう。しかし、日本政府は、実施を遅延し、また場合によっては実施に例外を設けてきた。

## ウ 保険契約者保護機構（PPC）

2012年3月、日本政府は、PPCに対する政府の拠出の既存の制度を2017年3月まで、向こう5年間延長した。米国は、日本に対してPPCシステムについて、これらの措置が再び更新される前に関係者との十分かつ意味のある審議を通じたより抜本的な変更を検討するよう引き続き求める。

### **(3) 他の金融サービス**

金融庁によるベター・マーケット・イニシアティブへの取組を始め、日本の金融サービス分野における改善が行われているものの、米国は日本に対し、オンライン金融サービス、確定拠出年金、信用調査機関、顧客情報の共有を含め、引き続き金融セクターの改革を求める。金融庁は日系及び日本で営業している外国金融機関との対話と関与を強化しているが、同セクターにおいては、特に、ノーアクションレターや関連のシステムの効率性向上、日本の金融関連法の解釈の書面による提示等の透明性慣行について一層の改善が必要である。

#### (4) 電気通信

米国は、引き続き以下のことを日本に求めていく：新興技術や事業モデルのための公平な市場機会の確保；融合・インターネット対応サービスのための適切な規制枠組みの策定；及び支配的事業者に対する競争上のセーフガードの維持。米国は、日本がルール策定に際しての透明性を改善すること及び制度的意思決定において公平性を確保するよう引き続き求める。

##### ア 支配的事業者規制

NTTは、ほぼ全ての「ラストマイル」接続の管理を通じて日本の固定回線市場を支配し続けている。FTTH市場におけるNTTの市場シェアは昨年より1%低下したとはいえ、2014年6月末時点で依然として71.1%を占めている。NTTの固定回線サービスをNTTドコモの移動体通信サービスと抱き合わせで販売するNTTの権限は、構造的に両社を分離する理論的根拠を損なうと思われるため、懸念事項である。NTTは、全ての顧客を平等に扱えば電気通信事業法には違反していないとの主張の下、2015年2月、NTTドコモを含む他の企業に対して光ファイバー固定回線の卸売サービスを開始する計画である。しかしながら、携帯電話キャリアやケーブルテレビ会社は、再びNTTが支配的な市場シェアを得ることとなる可能性があるとして懸念を表明している。米国は、本動向を注視していく。

##### イ 新しい移動体無線免許

ほとんどの先進国とは異なり、日本は周波数の割り当てにオークションを利用しておらず、総務省が申請の評価方法を決定する要因は、割り当てプロセスの公平性に関する問題を提起している。2013年7月、総務省は、高度なブロードバンド無線アクセスシステムを提供するため、KDDIの子会社のUQコミュニケーションズに対して2,625 MHzから2,645MHzの帯域に追加の周波数を割り当てた。日本政府は以前、商業周波数割り当てにあたり、オークションも選択肢となり得る法律の導入を検討したことがあったが、このような法律が導入されるかどうかは依然不明である。

#### (5) 情報技術(IT)

##### ア 医療IT

米国は、技術的中立性、相互運用性を促進し、患者に診療記録へのアクセス拡大を可能とする、国際基準に基づいた医療ITの迅速な導入を通じた、ヘルスケアにおける質と効率性の改善を日本に求めてきた。2012年9月、米国と日本政府の医療ITの専門家は、医療ITに関する相互に関心のある事項への取組を継続する。

##### イ プライバシー

ばらばらで一貫性のない日本の省庁におけるプライバシーガイドラインは、日本における個人情報の保存や一般的な取扱いに関し、不必要に負担の多い規制環境を作り上げた。米国は、日本に対し、政策の標準化や一貫したガイドラインの実施を通じ、中央政府全体のプライバシー法執行にあたり、一層の一貫性が導入されることを求めてきた。安倍政権は、個人情報保護法の改正案を2015年の通常国会に提出する計画である。同改正は、プライバシーを保護しつつ、ビジネス目的のために個人データの利用を拡大することを目指すものである。現状の法案では、欧州のプライバシーコミッショナーに類似した第三者組織が想定されているが、どの程度の権限を有することになるかについては審議中である。米国は、商用データプライバシー基準の自主的制度

であるAPEC越境プライバシールールシステム(CBPRシステム)への日本の参加を促進するために、APECを通じて日本と協力してきた。2014年4月、日本はCBPRに参加する承認を受けた。

#### ウ 海外からのオンライン・コンテンツの消費税

2012年、財務省は海外からオンラインで配信されるコンテンツに消費税を課す方針を発表した。日本に配信拠点を置く企業によって配信される音楽や書籍は、既に消費税の対象となっている。財務省はEUで使用されているシステムをモデルとした義務的登録システムを外国企業に導入することを提案している。消費税が10%に上がる2015年10月に、財務省は海外からのオンライン・コンテンツに消費税を課すことを計画していたが、2014年11月、安倍首相が消費増税を2017年4月に延期すると決定したことから、オンライン・コンテンツへの課税の課税も同様に延期された。米国政府は進展を注視する。

#### (6) 司法サービス

日本は外国弁護士が日本において国際的な法サービスを提供することにつき制約を課している。米国は引き続き日本に対し、法務サービス市場をさらに開放するよう求めている。さらに、外国弁護士は日本で支店事務所を設立することが禁止されている。米国は、日本に対し、日本の弁護士が海外の弁護士とともに国際法務パートナーシップに加盟することについて、法的な障害や弁護士会において障害がないことを確保すること及び新規外国法事務弁護士の登録手続の迅速化を含む重要な措置を取るよう求めている。

#### (7) 教育サービス

米国は、日本政府に対し、日本の大学に与えられている税制上の優遇措置に匹敵するような税制上の優遇措置を日本で運営される外国大学に与え、外国大学が日本の教育環境に対して独自性のある貢献を引き続き提供することを可能とする全国規模の解決策を見出すために、外国大学と連携することを引き続き求める。

2013年6月に初めて発表された「日本再興戦略」において、安倍政権は、日本国民にグローバル経済で競争するスキルをより効果的に提供する教育システムを推進する旨表明した。その一環として、2014年、日本政府は、日本においてサテライト・キャンパス等を運営する米国の大学と、税及びその他問題を前進させるべく、積極的に関与した。米国の大学は、日本キャンパスにおいて勉強する外国人留学生に対して査証の発給が認められる教育機関として認められた。しかし、日本の大学と同様の税制上の優遇が与えられる「学校法人」としての地位を得るために必要な法的要件を満たすことができた米国大学はない。「独立運営（母国の親大学の直接運営の対象ではない）」の要件は、特に難しい法的障害である。「学校法人」としての地位の欠如は、外国大学のサテライト校は国際交流の推進や海外留学を希望する学生に財政的支援を与える日本政府の新たな奨学金プログラムから除外されることを意味する。

## 5 知的財産保護

日本は一般的に強固な知的財産権保護と執行を行っているが、米国は引き続き日本に対し、二国間協議・協力及びマルチや地域的な会議を通じ、特定の分野における知的財産権保護と執行の改善を求めている。

米国は、日本に対し、デジタル環境における海賊対策を含め、海賊版発生率を引き続き引き下げよう求めてきた。警察や検察は、権利者の申立なしには、知的財産犯罪を独自に取り締まる権限を欠く。さらに、米国は日本のインターネット事業者（ISP）責任法が、権利者とインターネット事業者との間の協力を促進するよう改善を求める。

日本は、2011年に関税法及び不正競争防止法を改正するための取組を行った。日本は、2012年に著作権法も改正し、それによって、技術的保護手段に対する保護を拡大した。米国は、日本が引き続き技術的保護手段の回避及びそのような回避のために使用されるツールの違法売買に対し、効果的な刑事・民事上の対処法を講じるために法律を更に強化することを引き続き求めていく。さらに、日本は映画の著作物の保護に対しては70年の保護期間を与えているにもかかわらず、著作権及び関連する権利によって保護される他の全ての著作物に対して50年の保護期間しか与えていない。米国は引き続き日本に対し、最近の国際的潮流に沿って著作権及び関連する権利の全ての対象について保護期間を延長するよう求めている。米国は、私的使用の例外条項は、音楽作品や映像が違法なソースから故意にダウンロードされた場合は適用されないことにつき、2010年の日本の著作権法において明確化されたことを歓迎するが、日本政府に対し、このような私的使用例外への制限が著作権及び関連する権利によって保護される全ての作品にも広げられるよう引き続き求めていく。

2013年6月の「日本再興戦略」において、知的財産の創造、保護及び戦略的利用を促進するため、特許法、意匠法、商標法、弁理士法の改正に着手することが発表された。この関連で、日本は、2014年4月、著作権法を改正し、電子書籍に対する出版権に関する新たな規定を導入した。2015年1月に施行される新规定より、インターネット上にアップロードされた違法出版物又は海賊版に対処するため、デジタル形式の出版物に著作権保護が拡張される。

経済産業省等の政府機関が更なる法改正に取り組んでおり、これには①救済措置の拡充や特許異議申立制度を創設する特許法改正、②複数国に意匠を一括出願することを許容する意匠法改正、③非伝統的な商標や地域団体商標に法的保護を認める商標法改正、④弁理士の使命の明確化・業務の拡充を行う弁理士法改正、⑤営業秘密として保護することを希望する情報を適切に保護する上での企業の役割や当該営業秘密を保護する裁判所の差し止めの役割を明確化する営業秘密管理指針の改定がある。

日本の国会は、2014年6月、独自の（sui generis）制度による地理的表示（GI）の保護のための法律を可決した。新しいGIの制度は2015年6月に施行される。農林水産省は、現在、施行のための規則等を立案中であり、2015年2月にパブリックコメントが実施された。米国は、既存商標の権利者の先行権利を保護し、一般名称の使用を確保し、異議申立・取消手続を保障するため、GI保護範囲とGI登録保護手続を含むその規則等において、主要原則が記載されるよう主張すべく、日本と対話を続けていく。

## 6 政府調達

米国は、入札の意思決定における透明性の増大及び資格のある入札者の参加のための改善された機会を促進する措置を講じることを含む、日本における政府契約の入札プロセスの改善の重要性を強調し続けている。

### (1) 建設、建築及び土木工事

米国は、この広汎な問題の対策のため、より効果的な行動をとるよう引き続き日本に対し働きかけていく。米国は、日本の公共事業セクターを継続して注視していく。米国企業が特に関心を抱く、幾つかの大規模公共事業について、米国政府は特別な注意を払っている。これらは、2020年東京オリンピックに向けた建設プロジェクト、外環道を含む主要高速道路、主要公共建築物、鉄道および駅工事調達、都市開発及び再開発事業、計画的港湾施設拡張事業、主要なPFI事業、さらに未実施又は未完成のMPA（「大型公共事業への参入機会等に関する我が国政府措置」）事業等である。米国政府はまた、環境浄化、「グリーン」建築、設計、調達に関する動向にも注視していく。

## 7 投資障壁

世界第3位の経済大国であるにもかかわらず、日本は依然としてOECD加盟国のどの主要国と比べても投資全体に占める対内外国直接投資が最も低い。OECDの統計によれば、2013年末の対内外国直接投資残高は、全OECD平均のGDPの32.1%と比較し、日本はわずか3.5%である。他のOECD諸国では外国直接投資の大部分を占める対内M&A活動も日本においては遅れている。

2013年6月、安倍総理が2020年までに対内直接投資残高を倍増するとの目標を発表し、この公約は2014年6月の改訂日本再興戦略でも確認された。日本政府は目標達成に向けた幅広い政策を推進している。

安倍政権の成立前までは、日本政府は、政策の優先度として、企業買収を通じた対内投資促進に積極的ではなく、企業買収件数は2007年にピークの309件に達した後、2012年には112件まで減少したが、2013年に149件と33%の拡大を記録した。拡大はしたものの、経済規模に比較すると取引数は小さいままであり、2020年目標を達成できるか政府の施策の妥当性に疑問が残る。様々な要因が日本におけるインバウンドM&Aを困難にしている。それらは、外部投資家に対する態度、株主の利益よりも保身的な経営陣を保護する不適切なコーポレート・ガバナンスのメカニズム、株式持ち合い、商法のセクションに見られるような日本の商法に関する制度、金融取引に関する透明性及び開示が相対的に欠如していることなどである。

これらに対処する前向きな動きとして、2014年7月の改訂日本再興戦略における企業統治の強化の再重視が挙げられる。その一環として、金融庁と東京証券取引所が新たな「コーポレートガバナンス・コード」を共同で作成している。同コードは企業に対する法的拘束力はないが、その遵守は東証への上場条件になる。同コードは、2015年6月までに適用が開始される予定であり、これは日本の企業統治改善に相当貢献するはずである。

## 8 反競争的慣行

### (1) 独占禁止の遵守及び抑止の向上

日本では独占禁止法違反行為に対して最も抑止力のある刑事処分があまり活用されず、役員に対する刑事罰も軽い。日本政府は、これらの懸念を解決するため、特に課徴金を増額した2009年6月成立の独占禁止法改正を通じて、いくつかの取組を行ってきたが、米国は引き続き独占禁止法のカルテル規制違反に対し、執行の実効性を最大限にするよう取り組むことを求めていく。さらに、米国は、効果的に独占禁止法を執行する能力を強化するため、公正取引委員会の職員の経済分析能力を向上させるなどして、同委員会が更なる改善をするよう促し続けてきた。

### (2) 公正取引委員会の手続的公正と透明性の向上

同委員会は、事前の公式の聴聞手続なしに独占禁止法違反に関する権限を有している。同委員会は、発出される排除措置命令や課徴金納付命令の対象企業に対し、同委員会職員からの証拠を見直すこと及び最終命令発出の前に、証拠を提出し抗弁することを認めているものの、命令の名宛て人は、同委員会の決定がなされた後に審判を求めることができるに過ぎない。

このような現行制度が十分な適正手続を保証しているかどうかに関する継続中の懸念に対処するため、2013年12月、審判制度を廃止し、同委員会の命令に対する不服申立ての第一審機能を東京地方裁判所の管轄とする独占禁止法改正法が成立した。同法において、同委員会には施行のための規則等の準備のために18か月が与えられ、新しい制度は2015年6月までに施行される。2014年12月には、（外務省注：内閣府に設置された独占禁止法審査手続についての）懇談会が、手続の透明性を高めるよう審査手続に関する指針を同委員会が公表するよう勧告した。

### (3) 談合撲滅のための手段拡充

米国政府は、日本における談合の問題に関し懸念を引き続き表明し、政府調達における利害の衝突を防ぎ、政府関係者による談合への関与を撲滅するための努力を改善するために追加的な措置がとられることを求める。

## 9 その他分野及び分野横断事項の障壁

### (1) 透明性

#### ア 諮問機関

米国は、全ての利害関係者に対して、諮問機関及び他の政府開催グループに参加し、またこれらに対して直接情報提供できるような、豊富で有意義な機会が適切に提供されるように保証するための新たな要件を採用することにより、これら諮問機関及びグループの創設と運営に関する透明性を保証することを引き続き求める。

#### イ パブリックコメント

米国は、日本が制度を更に改善するために、例えばルール策定に係る標準パブリックコメント期間を長くする等、追加の改正が行われることを保証する必要性を強調してきている。

## (2) 商法

米国は、取引上適用され得る合理的かつ明瞭なインセンティブの付与を含め、国境を越える合併買収の障害を特定・撤廃するよう、また、日本企業が買収防衛策を採用し、又は株式持合いに従事するときに、株主の利益が適切に保護されるように対策を講じることを日本に対して引き続き求めている。

米国はまた、商法と企業統治システムを一層改善するよう日本に引き続き求めている。改善の機が熟した領域には積極的かつ適切な議決権行使を促進・奨励すること、社外取締役の独立性の確保と最低必要人数の設定、取締役会での社外取締役の役割を増大させること、取締役と支配株主の信認義務の明確化により少数株主の保護を強化すること、少数株主の利益を保護する方法で上場企業の企業統治を改善する上場規則及びガイドラインを採用するよう証券取引所に求めることを含む。

2014年6月に会社法の一部を改正する法律が成立し、同法律では、少なくとも1名の社外取締役を導入するか、任命が不適切な理由を定時株主総会で公表することが求められる（「応諾か釈明か（comply or explain）」条項）。改正はまた、多重代表訴訟の新設、支配株主の議決権に関する制度（外務省注：特別支配株主の株式等売渡請求（いわゆるキャッシュアウト）か、支配株主の異動を伴う募集株式の発行等にかかる第三者割当て規制のことと思われる。）の導入を含む。安倍政権は、同法律成立に続き（外務省注：改正会社法の可決成立日は改訂日本再興戦略の閣議決定前）、同年6月に閣議決定された日本再興戦略において、上場企業に適用される「行動規範」を導入することで、コーポレート・ガバナンスを更に強化するとの施策を打ち出し、同コードは2015年6月に適用が開始される予定である。

## (3) 自動車関連

伝統的に様々な非関税障壁が日本の自動車市場へのアクセスを妨げてきた。米国産自動車及び自動車部品の日本での総売上は、依然として低く、重大な懸念である。

米国は、日本の自動車市場の米国の自動車メーカーに対するアクセスの全般的な欠如に関して強い懸念を表明してきた。障壁は、基準及び認証に関連する問題、基準及び規制策定に際して利害関係者からの意見表明のための十分な機会の欠如といった透明性の問題、流通・サービスネットワークの展開を阻む障害、並びにPHP制度を通じて輸入される米国車が財政上のインセンティブプログラムから利益を得る均等な機会の欠如を含む。米国は、日本の自動車関連市場における上記を含む障壁に対処するよう、日本に働きかける。

前向きな進展として、2014年7月、日本政府は特定のエアコン冷媒を使用する車両のメンテナンス手続規制を緩和し、この冷媒を使用する新たなモデルの輸入が可能になった。2013年、日本は、簡素化されたPHP手続を利用できる輸入数量の上限を2倍以上（2,000台から5,000台）に増加した。

## (4) 医療機器及び医薬品

2013年6月の安倍総理の「日本再興戦略」は、医薬品および医療機器産業の振興を求めている。同戦略には新しい製品の申請から承認までのいわゆるタイム・ラグを削減するために承認プロセスを加速化する手続や革新的な医療機器及び医薬品に報いる手続が含まれる。これらの、及びその他の計画された措置は、米国産医療機器及び医薬

品の機会を改善するだろう。

医療機器及び医薬品の長い審査期間が短縮し、医療機器と医薬品の特性の区別を含めた審査プロセスの更なる改善を可能とする薬事法改正法案が2013年11月に国会を通過するなど、日本政府の取組はいくつかの分野で進展した。2014年11月25日、薬事法は改正され医薬品医療機器等法と改名された。米国は日本に対して、引き続き審査のパフォーマンス・ゴールを向上させることを求める。また、米国は日本に対して、臨床開発に関する国際基準、多地域の臨床試験、リスク管理について、他の主要な規制当局と共に取組を更に調和させることも引き続き求める。

米国は日本に対し、過去10年、イノベーションを報い、企業が先進医療製品及び医薬品の研究開発に投資するインセンティブを与える、予見可能で安定的な償還価格政策を実施するよう求めた。米国のステークホルダーは、薬価改定を現在の隔年から毎年に見直す提案について、不確実性を大きくし、日本の薬価制度においてステークホルダーの事業負担を増加させるとして懸念を表明している。医療機器に関して、米国企業は外国平均価格参照制度（FAP）（米国、ドイツ、フランス、英国、オーストラリアの同様の、あるいは類似の製品の単純平均価格に基づき、日本における医療機器の価格を下げるメカニズム）の適用及び変更について懸念を表明している。医薬品については、米国は新薬創出等加算制度の試行を追加的に2年間継続するとした2014年4月の日本政府の決定を歓迎する。この制度は、類似するジェネリック薬が存在しない新薬の薬価下方改定を最小限に抑え、日本における新薬及び適応外薬の開発を大幅に改善した。この制度の恒久化は、日本市場の予測可能性及び魅力を増加させ、医薬品導入のラグタイムをさらに削減し、ライフ・サイエンスにおける長期的な投資を促進するだろう。米国は、日本政府に対し、新薬創出等加算制度の恒久化を引き続き求める。日本の医薬品・医療機器償還決定プロセスの透明性は近年向上したが、米国は日本に対し、より開かれた予測可能性のある市場を育成するために、最近の改善を基に更に取組むことを引き続き求める。

#### **(5) 栄養補助食品**

健康強調表示に対する面倒な規制が主要な懸念事項である。他にも、食品添加物申請に要する長いリードタイム、登録されていない食品添加物（有機溶剤を含む）を栄養補助食品において加工成分として使用することが困難であること、栄養補助食品に対する輸入税が同じ成分が含まれる医薬品に比べて高いこと、新成分の分類における透明性の欠如、健康食品関連規制の制定プロセスにおける透明性の欠如に対して懸念を有する。

2013年6月に発表された日本再興戦略は、2015年3月末までに健康食品に関する新たな機能性表示制度を実施する計画を含む。消費者庁は同制度に関する検討会を8回開催し、2014年7月30日に報告書を公表した。消費者庁は、現在、同制度を実施するためのガイドラインを策定中である。このガイドラインは、米国の栄養補助食品の表示制度を参考にするとされている。仮に実施されれば、日本の消費者が機能性情報をより多く入手することを可能とすることで、日本において規制障壁を削減し栄養補助食品市場を拡大する上で大きな前進となり得る。米国政府は進展を注視する。

#### **(6) 化粧品及び医薬部外品**

医薬部外品の承認プロセスには、負担となり、透明性を欠き、製品の安全性・品質・有効性を高めるようにはみえない要件を含んでいる。また、化粧品と医薬部外品の広告で標榜する表示の制限は、消費者が情報に基づいた選択を行うために必要な製品の利点を企業が消費者に伝えることを妨げている。非常に複雑な輸入届出手続、面倒な外国製造業者認定手続は米国企業にとって追加的な市場アクセス障壁となっている。日米の政府と産業界の間の強化されたコミュニケーションは、2014年11月のオンラインによる通関手続きの実施等、日本の規制制度にいくつかの改善をもたらした。

#### (7) 食品及び栄養機能食品の成分開示要求

新開発食品及び栄養機能食品について、成分と食品添加物の名称・割合・製造工程の表記を求めていることは、負担が大きく、専有情報の競争相手への漏出の危険もある。

#### (8) 航空宇宙

日本は米国産の民間航空宇宙製品の最大の海外市場の一つである。日本の民間航空宇宙市場は外国企業に一般的に開放されており、一部の日本企業は、米国の航空宇宙企業との長期的な協力関係を結んでいる。米国は、日本固有の航空機の開発を引き続き注視する。防衛省による軍事調達で、航空機および航空機部品の国内生産の約半分を占め、引き続き航空機産業における最大の需要源となっている。米国企業は日本に防衛機器を供給する契約を度々獲得しているものの、防衛機器に関する多くの契約は、海外からの入札に開かれていない。

日本は、規制の自由化及びインフラへの投資を通じて、ビジネス航空事業を強化する取組を行ってきている。日本は米国にとってアジア太平洋地域の最大の航空パートナーであり、2010年以降、二国間のオープンスカイ体制が実施されている。しかし、日本が羽田空港へのアクセスを厳しく管理していることから、米国と羽田空港の間の運行は限定されている。日本は2014年3月から羽田空港において長距離国際線に限定的な追加的な昼間便を割り当て、2014年6月に国土交通省が羽田・成田両空港の長期的なキャパシティ拡大方策に関する報告書を公表した。さらに、日米政府間で羽田空港に関する非公式協議を2回実施した。米国政府は引き続き、米国航空会社の関心を満たすような、商業的に意味のある羽田空港への昼間時間帯のアクセス拡大を引き続き追求する。

(了)